別記1 伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例 例1 民有林からの出材の場合

, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
	番		号
	<u>令和</u> 平成	年 月	日
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイ	′オマス証	明	
〇〇(販売先) 殿			
	〇〇素材	生産事業	人
	認定	番	号
下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであ	り、適切に	こ分別管	理さ
れていることを証明します。			
記			
1. 間伐材等由来の木質バイオマスの種類(間伐材、	保安林から	出材さ	れた
木材、森林経営計画対象森林から出材された木材の	いずれかる	記載。	間伐
材に、除伐によるものを含む場合は、その旨を記載。	,)		
2. 伐採許可(届出)年月日、許可書発行者及び伐採		Ē	
3. 物件(森林)所在地			
-4. 伐採面積			
5 4. 樹種			
6 5. 数量			
→ 6. GHG関連情報 (GHG基準適用案件への国内木質バ	イオマス件	‡給の場	合)
(1)原料区分	1 -3 - () ()	(中口 () * 例	1 /
□林地残材等			
口その他伐採木			
(2)原料輸送区分			
トラック最大積載量: <u>□1t車以上 □2t車以上</u>			
	口20+1	EU F	
前送距離:□10km以下 □20km以下 □30km以下 □			江下
□100km以下 □150km以下 □200km以下 □			У Г
	אַווואַטטטעווואָ	^ 1'	
※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書業	面の写しを送ん	 .	
/11	スマノーナ し ひ かいし	J ()	

また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。

ただし、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(平成24年6月)」2(1)①の除伐により生じた木質バイオマスにあっては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書(所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述)を添付。

GHG関連情報(2)原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位(切り上げ)の情報を 伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載(例えば、□250km以下、□350km以 下など)や10km単位での数値記入欄の設定(例えば、「〔〕0km」)が可能。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除する(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除は不要、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など)が可能。

注 本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG 関連情報(1)原料区分のうち「その他伐採木」は、エネルギー利用目的で伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。

例2 国有林からの出材の場合

71			
	番 <u>令和</u> 平成	年月	号 日
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バー	イオマス証	明	
〇 〇 殿 (販売先)			
	〇〇素材:認 定		美者 号
下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスでる	あることを	証明しま	ミす 。
記			
 出材元の森林管理署名 物件(森林)所在地(林班名など) 3. 伐採面積 43. 樹種 <u>54</u>. 数量 GHG関連情報(GHG基準適用案件への国内木質バ(1)原料区分 □林地残材等 □その他伐採木 	イオマスは	共給の場	合)
(2)原料輸送区分 トラック最大積載量: □1t車以上 □2t車以上 □4t車以上 □10t車以上 輸送距離:□10km以下 □20km以下 □30km以下 □ □100km以下 □150km以下 □200km以下]40km以下	□50kmJ	 以下
※ 森林管理署等と〇〇素材生産事業者の売買契約書の写しを添付。 ※ GHG関連情報(2)原料輸送区分のうち「輸送距離」については、 を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載(4)以下など)や10km単位での数値記入欄の設定(例えば、「〔〕0km」	列えば、□2504		

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた応じて加除する(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除は不要、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など)が可能。

注 本様式の証明書の作成に代え、売買契約書の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG 関連情報(1)原料区分のうち「その他伐採木」は、エネルギー利用目的で伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。

別記1-1 伐採段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例 号 番 令和平成 年 月 日 発電用チップに係る一般木質バイオマス証明 殿 \bigcirc 0 (販売先) 〇〇素材生産事業者 認 定 番 믁 下記の物件は、一般木質バイオマスであることを証明します。 記 1. 伐採許可(届出)年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等 2. 物件(森林)所在地 3. 伐採面積 43. 樹種 54.数量 ←5. GHG関連情報(GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合) (1) 原料区分 □林地残材等 口その他伐採木 (2) 原料輸送区分 トラック最大積載量: 口1t車以上 口2t車以上 □4t車以上 □10t車以上 □20t車以上 輸送距離:□10km以下 □20km以下 □30km以下 □40km以下 □50km以下 □100km以下 □150km以下 □200km以下 □300km以下

※ 伐採及び伐採後の造林届出書等の関連書類の写しを添付。

GHG関連情報(2)原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位(切り上げ)の情報を 伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載(例えば、□250km以下、□350km以 下など)や10km単位での数値記入欄の設定(例えば、「〔〕0km」)が可能。 その他GHG関連情報の内容については必要に<u>応じた応じて</u>加除する(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目<u>を削除は不要、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など</u>)が可能。

注 本様式の証明書の作成に代え、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG 関連情報 (1) 原料区分のうち「その他伐採木」は、エネルギー利用目的で伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。

別記1-2 伐採造林届等を必要としない木材等の発生段階における一般木質 バイオマスの証明書の記載事項例

						番			号
					- -	<u>令和</u> 平成	年	月	日
	発電用チ	ップに係る	る一般	大質バイ	イオマス	ス証明			
〇 O (販売先)	殿								
(100,000)						有者名 有者住所			
下記の物件 種類を記載す 記					本的な-	一般木質ノ	ベイオ	マス	. <i>ග</i>
2. 当該バイ3. 樹種	※剪定枝な オマスの発					マスの種類	預を記	已載。)
4. 数量 5. GHG関連性 (1)原料区 口林地残 口その他	分 材等	準適用案例	牛への	国内木質	質バイス	ナマス供糸	合の場	릚 合)	
(2)原料輸 トラック最	送区分 大積載量:	<u>□1t車以</u> _	<u> </u>	□2t車以	以上				
輸送距離:	□10km以下 100km以下	-	下 [□30km以 ⁻	下口4	40km以下	□50		下
※ GHG関連情報 伝達するため、	<u>(2)原料輸送</u> 記載方法として								

下など)や10km単位での数値記入欄の設定(例えば、「〔〕0km」)が可能。

その他 GHG関連情報の内容については必要に応じた応じて加除する(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目<u>を削除は不要、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など</u>)が可能。

注 GHG 関連情報(1)原料区分のうち「その他伐採木」は、エネルギー利用目的で伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。

			番	
		<u>令</u>	<u>`和</u> 平成	年 月
発電用チ	ップに係る間伐材等由	来の木質バイス	ナマス証明	
) O 殿 販売先)				
秋久りじりじ /		0	〇チップ	製造事業
		認		番
ᄴᆖ				
	GHG基準適用案件への国	国内木質バイオ	マス供給の	0場合)
. GHG関連情報(国内木質バイオ	マス供給の) 場合)
. GHG関連情報(国内木質バイオ 構成比	マス供給 <i>0</i> 備考)場合)
. GHG関連情報(1)原料区分、原	京料輸送区分) 場合)
. GHG関連情報(1)原料区分、原	京料輸送区分			D場合)
. GHG関連情報(1)原料区分、原	京料輸送区分			D 場合)
. GHG関連情報(1)原料区分、原	京料輸送区分) 場合)
. GHG関連情報(1)原料区分、原	京料輸送区分			D 場合)
. GHG関連情報(1)原料区分、原原料区分	京料輸送区分			D場合)
. GHG関連情報(1)原料区分、原 原料区分 2)加工区分 ロチップ加工	京料輸送区分 原料輸送区分	構成比) 場合)
. GHG関連情報(1)原料区分、原 原料区分 2)加工区分 ロチップ加工 ロペレット加コ	京料輸送区分	構成比) 場合)

(3)製品輸送区分	
トラック最大積載量: <u>□1t車以上 □2t車以上</u>	
□4t車以上 □10t車以上 □20t車以上	
輸送距離:□10km以下 □20km以下 □30km以下 □40km以下 □50km以	下
□100km以下 □150km以下 □200km以下 □300km以下	
※ GHG関連情報 (3)製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位(切り上げ)の情報	報を
伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載 (例えば、□250km以下、□350k	m以
下など)や10km単位での数値記入欄の設定(例えば、「〔〕0km」)が可能。	
内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離(10km単位(切り上げ)	ع (
積荷状況の区分(「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」)を追加記載する。	
その他GHG関連情報の内容については必要に応じた応じて加除する(例えば、製品輸送を行われ	ない
場合は「製品輸送区分」の項目を削除は不要、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の	項目
<u>を削除など)が可能</u> 。	

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報(間伐材等由来の木質バイオマスであること等)を追加記載することで証明書とすることも可能。

別記2-2 納品書を活用した証明書の記載事項例

	番			号
	<u>令和</u> 平成	年	月	日
納品書(出荷伝票)				

O O 殿

(販売先)

〇〇チップ製造事業者 認 定 番 号

<u>発地(出荷場所)〇〇チップ製造事業者 〇〇工場</u> 着地(納入場所)(株)〇〇〇 〇〇発電所

<u> </u>	/ 	(1/1// 0 0			70:0771		_
樹種	品等	寸法	数量	材積	単価	金額	備考

※ 上記の製品は、全て間伐材等由来の木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します。

(GHG関連情報を記載する場合は、別記2-1と同様の内容を記載する。)

別記2-3 製材等残材にかかる製材工場等から販売先に添付する一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

番 号 <mark>令和平成</mark> 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

〇 〇 殿

(販売先)

製 材 工 場 等 名 認 定 番 号

下記の製材等残材は、全て間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

- 1. 製材等残材の物件名
- 2. 樹種
- 3. 数量
- 4. GHG関連情報 (GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)
- (1)原料区分
 - □製材等残材

別記2-4 加工・流通段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項 例

例1 国内木質バイオマスの場合

番			号
<u>令和</u> 平成	年	月	日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

〇 〇 殿

(販売先)

〇〇チップ製造事業者 認 定 番 号

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

- 1. 樹種
- 2. 数量
- 3. GHG関連情報(GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)
- (1)原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工[2]	<i>7 /</i>
	` П

ロチップ加工

ロペレット加工(乾燥に化石燃料利用)

ロペレット加工 (乾燥にバイオマス利用)

	(3)製品輸送区分
	トラック最大積載量:口1t車以上 口2t車以上
	□4t車以上 □10t車以上 □20t車以上
	輸送距離:□10km以下 □20km以下 □30km以下 □40km以下 □50km以下
	□100km以下 □150km以下 □200km以下 □300km以下
	※ GHG関連情報(3)製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位(切り上げ)の情報を
	伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載(例えば、□250km以下、□350km以
	下など) や10km単位での数値記入欄の設定(例えば、「〔〕0km」) が可能。
	内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離(10km単位(切り上げ))と
	積荷状況の区分(「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」)を追加記載する。
	<u>その他</u> GHG関連情報の内容については必要に <u>応じた<mark>応じて</mark></u> 加除 する (例えば、製品輸送を行わない
	場合は「製品輸送区分」の項目 <u>を削除は不要、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項</u>
	<u>目を削除など</u>) <u>が可能</u> 。
Į	

注 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報(間伐材等由来の木質バイオマスであること等)を追加記載することで証明書とすることも可能。

<u>例2 輸入木質バイオマスの場合</u>			
	番		号
	令和	年 月	日
発電用チップに係る一般木質バイオマス記 	<u>E明</u>		
<u>(販売先)</u>	油会 7	참 가	
認	<u>/쀄 八</u> 定	<u>商社</u> 番	号
			<u> 7</u>
下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に 	- 分別答	押されて	711
ることを証明します。	- /J /J'J	生じれ	<u>C 0 -</u>
記			
<u> </u>			
1. 樹種			
2. 数量			
3. クリーンウッド法関連情報			
(1)原材料情報			
	集しま	した。	
□ 一部(又は全部)の情報を収集できていません。	_		
(□樹種 □伐採地域 □証明書)。			
<u>(2)合法性確認結果</u>			
□ 上記の物件は合法性確認木材等です。			
注 木様式の証明書の作成に代え 既友の納具書等に必要な情報(一般太質が	イナフスコ	であること	生) カ

- 注 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報(一般木質バイオマスであること等)を 追加記載することで証明書とすることも可能。
 - 3. クリーンウッド法関連情報について、同法における第一種事業者は(1)及び(2)について記載する。第二種事業者は(2)について記載する。